みどり通信

第218号　　2015. 2. 6

CONTENTS

● ひと言発言	P1	● 損害保険	P9
● 税務	P3	● これからの研修	P10
● 社会保険	P7	● あとがき	P10
● 生命保険	P8	● 営業カレンダー	P11

27年度経営方針発表会開催（1月23日）

社長				担当

※　貴社（貴事務所）で回覧してください。

2月

“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ（http://www.yamanobo-zeirishi.jp/）に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。

次の内容は、２月５日のホームページ掲載のものからです。

『運がいい男の法則・・・』

ついに完成しました。

ご好評いただいている当事務所オリジナルの「私は運がいい！！」シール・第８バージョンが！！

今回も力作です。

このシールを親指で強くあてて、私は運がいい・・と心の中で唱えると、ある文字が浮かんできます。

元氣をもらえる文字が・・・。

ぜひ、携帯等に貼っていただければ幸いです。

６日にメール便でお客様企業に送らせていただく予定です。

この運がいいシールを貼った方から、今までにいろいろなうれしい声をいただいています。

次のようなプラス思考の言葉が！！

- **受注が増えたんですよ！**
- **社員が意欲的に働いてくれるんですよ！**
- **優良な企業からオファーがあったんですよ！**
- **業績が改善したんですよ！**
- **いい事が立て続けに起きるんですよ！**
- **難しい契約が決まったんです！**

次のような話も！

・交通事故にあったんですが、人身事故ではなく接触事故ですんだんです！

・リーマンショックのとき売上が落ちたんですが、暇になって新製品開発の時間がとれると思えたんですよ。その話を金融機関にしたら、融資が決まったんです！

数え上げたらきりがないほど。

ぜひ、ご活用ください。

シールの他に、「私は運がいいボールペン」と「私は運がいいクリアファイル」も同封させていただきます・・・

税理士　山　口　　昇

税　務

確定申告の留意点について

いよいよ平成２６年分の確定申告の時期がやってまいりました。申告に必要な資料の準備や確認作業等はもうお済みでしょうか？

複数の所得が有るなど、確定申告が必要というかたはもちろんですが、源泉徴収により所得税を納めておられる方の中には、徴収額が多く、確定申告で還付を受けられるケースも見受けられます。

また、医療費控除や寄付金控除等、確定申告が要件となっている控除があります。特に、今年は「ふるさと納税」を実施されたことで、初めて確定申告を実施されるかたも想定されているところです。

ぜひ、ご自身やご家族の昨年一年間について振り返っていただき、確定申告の実施、早期完了をお願い致します。

◇平成２６年分の所得税及び復興特別所得税から適用される主な改正事項等について

以下のそれぞれについて、昨年までと取扱いが異なっております。申告の際にはご注意下さい。（国税庁 HP より抜粋）

○上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る軽減税率の廃止

上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る１０％軽減税率（所得税７％、住民税３％）の特例措置は、平成 25 年 12 月 31 日をもって廃止されました。

○生活に通常必要でない資産の範囲の拡大

主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産（ゴルフ会員権等）を譲渡して生じた譲渡損失（平成 26 年 4 月 1 日以後の当該資産の譲渡により生ずる損失に限ります。）については、給与所得などの他の所得と損益通算できないこととされました。

○住宅借入金等特別控除の適用期限の延長及び拡充

住宅借入金等特別控除について、その適用期限が平成 29 年末まで延長されるとともに、平成 26 年 4 月 1 日以後平成 29 年末までの間に一定の住宅の取得等又は認定住宅の新築等をした場合における最大控除額等が拡充されました。

◇確定申告にあたり、ご留意いただきたい事項について

今回の確定申告にあたり、以下のそれぞれについては特にご留意下さい。

○復興特別所得税について

昨年の申告から始まった項目ですので、前回の申告時には記載もれや誤りが一番多かった項目になります。

復興特別所得税は、平成２５年分から平成４９年分まで、原則として各年分の所得税の２．１％を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成にあたっては、「復興特別所得税額」欄の記載もれの無いようご注意下さい。

この欄の記載は、還付申告の方も含め、申告される全ての方について必要となります。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができますので、是非ご利用されてみてはいかがでしょうか？

○平成２６年分の消費税及び地方消費税の確定申告書の作成について

すでにご承知の事と存じますが、消費税（地方消費税を含む。）の税率は、原則として平成 26 年 3 月 31 日までは５％、平成 26 年 4 月 1 日以降は８％となっています。（平成 26 年 4 月 1 日以降であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。）

平成 26 年分の消費税及び地方消費税の確定申告書は、**課税取引を旧税率が適用されたものと新税率が適用されたものとに区分した帳簿等に基づき作成**する必要があります。

この帳簿等を確認しながら、課税取引金額計算表や課税売上高計算表などの各種の計算表を用いて、「消費税及び地方消費税の確定申告書」や付表「旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表」「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(一般用)」または「控除対象仕入税額等の計算表(簡易課税用)」を作成・提出することになります。

○所得控除の計算にあたって

見受けられる誤り事例としては、

＜医療費控除＞

・「薬局で購入した日用品」や「予防接種費用」について医療費として集計してしまっている

・支払った医療費の金額から、生命保険会社や損害保険会社から支払を受ける「医療費を補填する保険金」等を差し引いていない

＜地震保険料控除＞

・地震等損害保険契約以外の保険料を、地震保険料としてしまっている

等が挙げられます。

○添付書類について

申告書の提出に際し、

・給与や年金の「源泉徴収票」原本

・医療費控除を受ける場合の領収書、おむつ使用証明書等

・住宅借入金等特別控除を受ける場合の住民票の写しや登記事項証明書等

について、添付が漏れているケースが散見されているそうですので、ご注意下さい。

◇申告の期限、納付期限について◇

平成２６年分確定申告の、申告及び納付の期限は、以下の通りです。

・所得税及び復興特別所得税・・・平成２７年３月１６日（月）

・消費税及び地方消費税・・・・・平成２７年３月３１日（火）

・贈与税・・・・・・・・・・・・・平成２７年３月１６日（月）

確定申告書の提出期限と納税の期限は、原則として同じ日になります。そのため、申告書の提出後において、税務署から納付書が送付されたり納税通知書等のお知らせが届いたりはしませんので、ご注意下さい。

※納税に際しては、口座振替の利用をおすすめいたします。

所得税及び復興特別所得税、個人事業者にかかる消費税及び地方消費税の納税には、預貯金口座からの振替納税が利用できます。振替納税を利用される場合の振替日は、平成２６年分確定申告の場合、

・所得税及び復興特別所得税・・・平成２７年４月２０日（月）

・消費税及び地方消費税・・・・・平成２７年４月２３日（木）

となっています。振替納税の注意点は以下の通りです。

①初めて利用される方は、口座振替の依頼書を納税の期限までに所轄の税務署又は口座振替を利用する金融機関に提出していただくことが必要です。

②申告期限までに申告書が提出された場合に限り、振替納税制度を利用することができます。

③残高不足等で振替できなかった場合には、法定納期限（所得税等は平成２７年３月１６日、消費税等は平成２７年３月３１日）の翌日から完納の日までの期間の延滞税を本税に併せて納付する必要があります。この場合、口座振替ではなく現金又は電子納税にて納付しなければなりません。振替日の前には預貯金残高をご確認いただき、残高不足の無いようお気を付け下さい。

④転居等により所轄の税務署が変わった場合や、既に振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税（変更）の手続きが必要となります。

⑤インターネット専用銀行等の一部など、振替納税が利用できない場合がありますので、利用の可否については取引先の金融機関にご確認下さい。

⑥対象となる税目ごとに手続きが必要となります。例えば、所得税の振替納税手続きがお済みの方で、新たに消費税及び地方消費税の申告・納税が必要となった場合に、消費税及び地方消費税の振替納税の手続きをしないと、所得税は振替納税、消費税は納付書で現金納付ということになります。

※贈与税については、振替納税の制度はありませんので、ご注意下さい。

◇延納制度について◇

所得税及び復興特別所得税と、贈与税の納税にあたっては、「延納」の制度があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告分については、平成２７年３月１６日まで（振替納税の場合は４月２０日）に納付すべき税額の２分の１以上を納付すれば、残りの税額の納付を平成２７年６月１日（月）まで延長することができます。（延納期間中は、年１．９％の割合で利子税がかかります。）

贈与税の延納については、納税の期限までに金銭により一時に納付することを困難とする事由がある場合で、その期限までに申告書及び担保提供関係書類を提出するなど、一定の要件を満たすときには、５年以内の年賦による延納をすることができます。延納期間中は、年６．６％の割合で利子税がかかります。

所得税の確定申告は、所得の内容や家族構成、その他その年における状況など、皆さん一人一人の担税力を考慮した税額計算の仕組みとなっています。個々のケースによって、それぞれ細かい規定等がありますし、また、個人的な事情等も考慮・影響致しますので、まずは早めに担当スタッフまで遠慮無くご相談・お問い合わせをお願い致します。

＜西丸　保幸＞

社会保険 Q&A

Q 配偶者に内職収入がある場合、被扶養者になれますか？

A 配偶者の内職収入が年間どのくらいかによって、被扶養者になれるか、なれないかが決められます。

現在の取扱では、配偶者の年間収入※が130万円未満（60歳以上の方、障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は180万円未満）で、被保険者の年間収入の２分の１未満であれば、配偶者は被保険者の被扶養者になれます。

※・内職収入
・パート収入
・年金収入
・家賃収入
・健康保険の傷害手当金
・雇用保険の失業等給付

などがあります

詳しいことは、当事務所担当職員までお問い合わせください。

経営者のための生命保険講座　第171回

経営者のみなさま、老後の生活に不安はありますか？

経営者の方に老後生活に対する不安の有無をたずねたところ、「不安はない」と答えた方の割合は34.0%にとどまっています。

◆老後生活への不安の有無　調査時期:平成24年

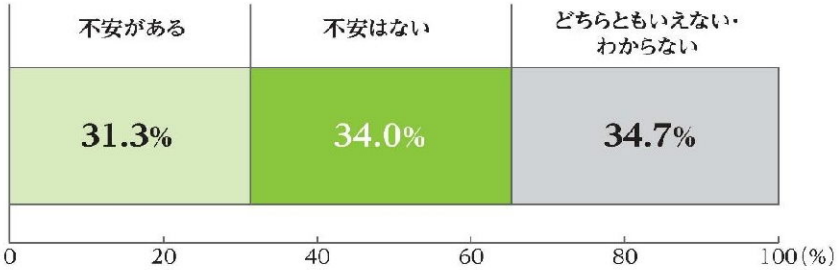

調 セールス手帖社保険FPS研究所「平成24年 企業経営と生命保険に関する調査」
従業員11人～300人の企業の経営者および役員を対象

具体的な不安の内容は?

また、老後生活の具体的な不安内容を挙げていただいたところ、「自分や家族の健康」が最も多く、これに「事業承継」「十分な貯蓄がない」が続いています。

◆具体的な不安の内容　調査時期:平成24年

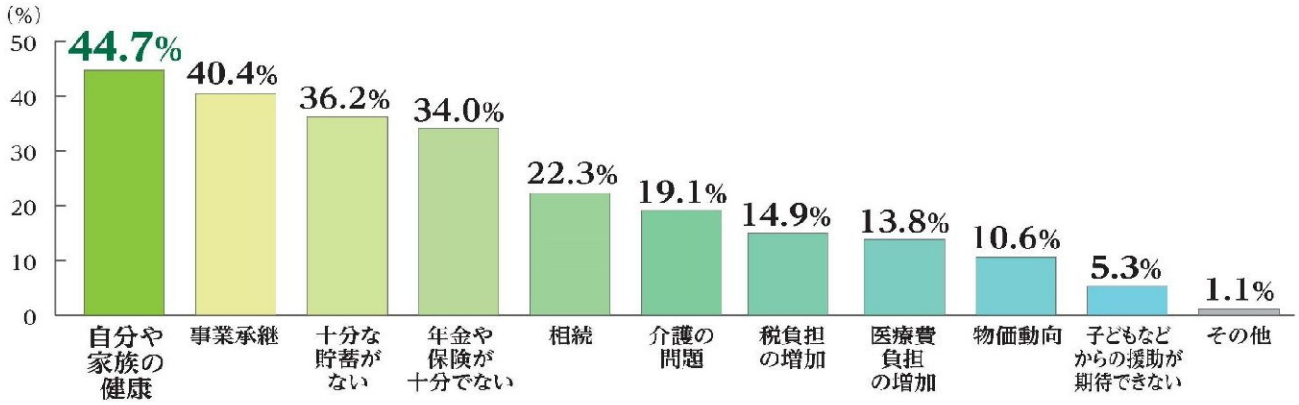

注 ①「不安がある」と回答した人にその内容を尋ねた。
②複数回答。「わからない」を除く。

調 セールス手帖社保険FPS研究所「平成24年 企業経営と生命保険に関する調査」
従業員11人～300人の企業の経営者および役員を対象

老後生活の不安を具体的に洗い出し、その解決方法を考えてみませんか?

ご不明な点等ありましたらお気軽にご相談ください。

＜担当：西 丸 保 幸＞

火 災 保 険

「費用保険金について」

住宅総合保険及び店舗総合保険で支払われる保険金には、損害保険金や水害保険金、持ち出し家財保険金の他に各種費用保険金があります。

●臨時費用保険金

火災事故等により損害保険金が支払われる場合、損害保険金に加算して支払われます。

臨時費用保険金＝損害保険金×30％

【住宅総合保険金の場合】１事故、１敷地内ごとに１００万円が限度

【店舗総合保険金の場合】１事故、１敷地内ごとに５００万円が限度

●残存物取片付け費用保険

火災事故等によって損害を受けた保険の対象の残存物の取り片付け費用を要した場合に支払われます。

残存物取り片付け費用保険金＝残存物取り片付け費用の実費

ただし、「損害保険金×１０％」が限度

●失火見舞金費用保険金

保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂・爆発によって他人の所有物を滅失・損傷・汚損した場合に支払われます。

失火見舞金費用保険金＝被災世帯数×20万円

ただし、１事故につき、「その敷地内の保険金額（保険価額限度）×２０％」が限度

●地震火災費用保険金

地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする再損害を受け、その損害状況が基準以上となった時に支払われます。

地震火災費用保険金＝保険金額（保険価額限度）×5％

１事故、１敷地内ごとに３００万円が限度

●修理付帯費用保険金【店舗総合保険の場合】

火災、落雷、破裂、爆発によって、保険の対象が損害を受け、その保険の対象の復旧にあたり損害原因調査費用・仮修理費用などが生じた場合において、保険会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用

修理付帯費用保険金＝修理付帯費用の額

ただし、１事故、１敷地内ごとに「その敷地内の保険金額（保険価額限度）×３０％または１０００万円のいずれか低い額が限度

※意外に知られていない「費用保険金」です。ぜひ知っておきましょう。

これからの研修

● 原点の会　　三条商工会議所　　4月1日（水）　9:00 ～ 11:30

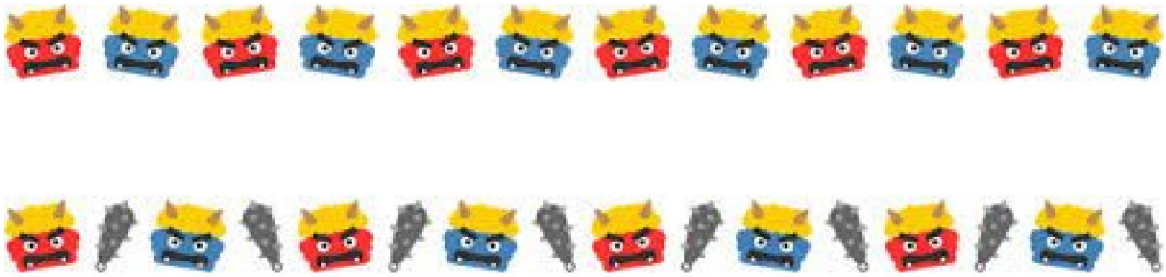

あ と が き

あっという間に、２０１５年も２月に入りました。
おもい起こせば４年前…。”中小企業を元氣に! 新潟を元氣に!”と、山口会計に入社させていただきました。今も、昔も、そしてこれからも、この思いは変わりません。
くじけそうになる時や、その何倍も嬉しい時や、振り返ると沢山の思い出が溢れてきます。ますます良くなるにはどうしたら良いだろう？とお客様のことを考え、一つ一つの志事を全力でさせていただきました。そういった日々の中で、私にも夢ができました。実は、私事ですが、更なる夢に向かうため残念ですが２月に退職をすることになりました。多くの社長様、従業員の皆様、山口所長、スタッフの皆さんと出会えたことに感謝です。志を胸に、新たな職場でも挑戦を続けていきます。山口会計で志事をした、この４年間は私にとっての誇りです。退職後も、折に触れ顔を出させていただきたいと思っています。
　いままで本当にお世話になりました。ありがとうございました。感謝感謝。

勝 見 一 生

◆◇　山口会計営業カレンダー　◇◆

赤は山口会計の休業日

2 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

3 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、月１回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行　税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町１５番３０号　TEL　0256-52-6869　FAX　0256-52-1674

http://www.yamanobo-zeirishi.jp/　　e-mail:yn@tkcnf.or.jp